
証券監視委の 活動サマリー

証券監視委の活動サマリー

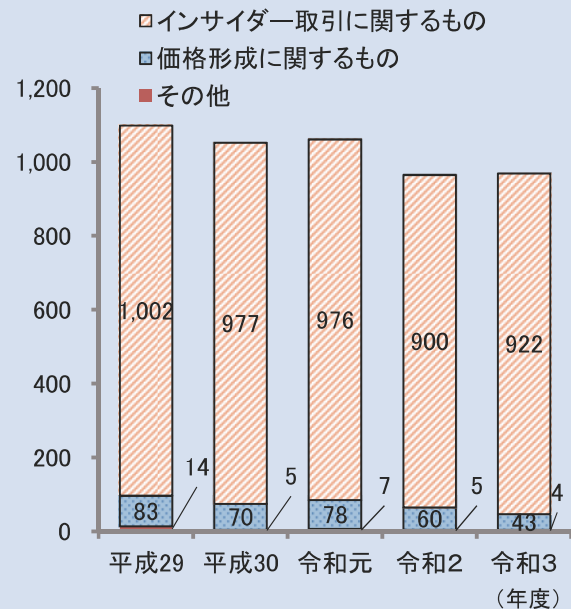
1 令和3年度の活動概要

令和3年度における日本の証券市場を取り巻く経済環境には、様々な変化が見られた。年度当初の我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられた。また、足元では、依然として厳しい状況にあることに加えて、ウクライナ情勢等による不透明感がみられており、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要がある。

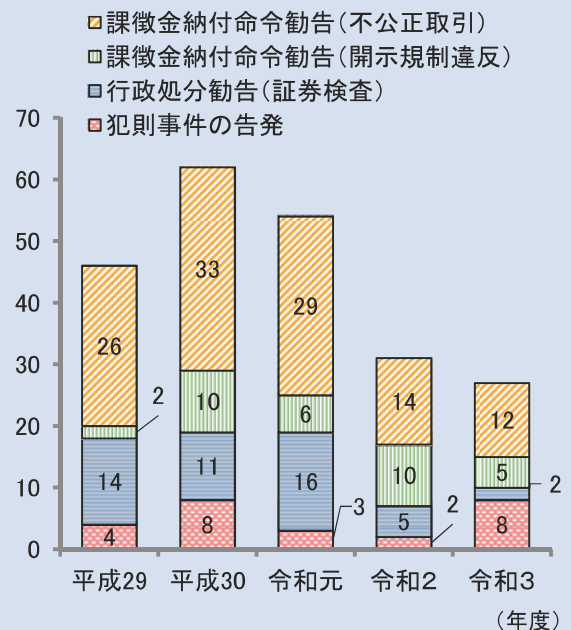
このような状況の中で、証券監視委は令和3年度において、内外環境も踏まえつつ情報収集・分析を行った。また、調査・検査においては法令違反に対して行政処分勧告等を行うだけでなく、再発防止につなげるため、根本原因の把握に努める等、タイムリーな市場監視を行った。

令和3年度の実績として、不公正取引等の端緒を把握する取引審査の件数は、969件であった。また、課徴金納付命令勧告の件数については17件（うち、不公正取引12件・開示規制違反5件¹）、証券検査による行政処分勧告の件数については2件、犯則事件の告発件数は8件であった。

取引審査の実施件数



勧告・告発件数



¹ 5件のうち、1件については訂正報告書の提出命令勧告を併せて実施。

2 不公正取引の調査

(1) 不公正取引の概要

企業経営を取り巻く環境の急速な変化等を背景に、引き続き、公開買付け、業務提携、新株発行等を重要事実等とするインサイダー取引について、課徴金納付命令勧告を行った。また、株式移転を重要事実として適用したインサイダー取引について、初めて勧告を行った。

相場操縦手法は、引き続き複雑化・巧妙化している。他人名義を含む複数の証券口座を使用し、短時間に、売り見せ玉と買い見せ玉を繰り返すことにより株価を人為的に変動させた事案、最小売買単位の買付けを繰り返すことにより株価を引き上げた事案、店頭デリバティブ取引である証券CFD取引を行うことにより、市場において見せ玉を行った事案等について勧告を行った。

(2) 今後の方針

今後も引き続き、経済状況や取引手法等の変化に対応し、機動的・効率的な調査を行うため、調査手法の見直しを行っていく。

また、勧告事案のウェブサイト掲載に加え、課徴金事例集等において、勧告事案の傾向・概要、上場会社におけるインサイダー取引管理態勢の改善し得る点、上場会社や市場参加者等へ伝えたいメッセージなども積極的に情報発信することにより、不公正取引の再発防止・未然防止に努める。

3 開示規制違反の検査・情報収集

(1) 開示規制違反の概要

課徴金納付命令勧告を行った事案では、架空循環取引による売上の過大計上や、上場前からの売上の架空計上及び売上の前倒し計上等の不適正な会計処理による過大な当期純利益等の計上による有価証券報告書等の虚偽記載等が認められた。

(2) 今後の方針

取引等の複雑化、企業のグローバル化の進展、ビジネスモデルの多様化・変転等を背景に、開示規制違反の早期発見・早期是正のため、開示規制違反リスクに着目し、上場会社等についての情報収集・分析を行うとともに、機動的かつ多面的な開示検査を実施する。

また、開示規制違反が認められた上場会社における適正な情報開示体制の構築に向け、その経営陣と開示規制違反に至った背景・原因等について議論を行い、問題意識の共有に努めていく。さらに、開示検査によって把握された開示規制違反事例等の内容について、上場会社、監査法人等に対して積極的に広報・周知活動を行うことによって、開示規制違反の再発防止・未然防止に努めていく。

4 金商業者等²に対する証券モニタリング等

(1) 証券モニタリングの概要

投資運用業者において、投資一任契約を締結した顧客のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていない状

² 金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品仲介業者、適格機関投資家等特例業務届出者、信用格付業者等、モニタリングの対象となる全ての業態を指す。

況等が認められたもの、投資助言・代理業者において、無登録で外国投資証券の勧誘を行っており、無登録業者に対する名義貸しも行っていたものなど、法令遵守及び投資者保護の意識が欠如した、重大な問題のある業務運営を行っている業者が認められた。

(2) 裁判所への申立て事案の概要

無登録業者による金融商品取引法違反行為(無登録で投資一任契約の締結の媒介を業として行うこと)が認められたため、投資者被害拡大防止のため、裁判所へ当該行為の禁止・停止命令発出を求める申立てを実施した。

(3) 今後の方針

証券モニタリングの対象業者数は延べ約8,000となっており、その規模、業務内容や取扱商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令遵守、投資者保護の意識・態勢が十分でない業者も存在していることから、年次公表している「証券モニタリング基本方針」等に基づき、効果的・効率的な証券モニタリングに努め、リスクの所在を的確に把握していく。

また、新型コロナウイルス感染症が金商業者等の経営環境や業務運営に与える影響等も十分注視し、とりわけ、法令違反事項や業務運営上の問題点について、早期に深度ある検証が必要な状況等が認められる場合には、検査を実施し、実態を検証していく。

5 犯則事件の調査、告発

(1) 告発事案の概要

証券監視委では、金融取引がますますグローバル化・複雑化・高度化する中で、機動的に発行市場・流通市場全体に目を向けた犯則事件の調査を行っており、令和3年度においては、計8件の告発(うち、内部者取引事件5件、相場操縦事件1件、偽計事件2件)を行った。

これらの中には、適時開示制度を悪用し、虚偽の売上高を継続的に公表した偽計事件、第三者割当増資の割当予定先会社の取締役が、当該増資の払込資金の具体的な調達等に関して発行者に虚偽の内容を含む公表を行わせた偽計事件、犯則嫌疑法人が扱う「ブロックオファー」取引において、取引当日の終値等が大幅に下落することを回避するため、違法な安定操作に該当する株式の売買等を行った相場操縦事件等が見られる。

(2) 今後の方針

証券監視委は、重大で悪質な不正取引等について、犯則調査の権限を適切に行使し、捜査当局等関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行う等、厳正に対応していく。

また、金融取引自体を取り巻く環境の変化にも柔軟に対応していく必要がある。犯則調査の専門スキルを備えた人材育成・充実に努めるとともに、犯則調査に使用する各種ツールの高度化や海外当局を含めた国内外の関係機関との一層の連携強化等にも引き続き力を注ぎ、公正・透明な市場の実現に向けて努めていく。

6 監視を支えるインフラの整備

(1) 市場監視業務におけるデジタルイゼ

一シヨンの一層の推進

情報通信技術が急速かつ飛躍的に進展する中、我が国資本市場及び市場参加者を取り巻く環境は大きく変わってきている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の働き方も大きく変化している。証券監視委では、こうした市場環境や働き方の変化等を踏まえ、既存のシステムインフラの見直しや民間事業者が提供する金融機関に対する預貯金照会サービスの実証実験等を通じ、市場監視業務の高度化・効率化を推進している。

(2) 今後の方針

国内外の技術動向を踏まえ、市場監視業務の高度化・効率化に向けて、引き続きインフラの見直しや整備について検討を進めていく。

7 市場規律強化に向けた取組み

(1) 情報発信の充実

証券監視委は、個別の勧告事案等の公表のほか、市場における自己規律強化の観点から、各種事例集等の公表、寄稿、講演を積極的に実施し、一般投資家を含む市場参加者等に対し、事案の意義、内容、問題点、証券監視委の活動状況等の情報発信の充実に努めている。令和3年度には、報道機関やウェブサイト等を通じた情報発信のほか、市場参加者等に対して、合計14回の講演等を実施した。

(2) 自主規制機関との連携

自主規制機関(金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人)とは、売買審査、各機関の所属会員の業務

の適切性チェックなどに係る日常的な連携を行っている。また、定期的な意見交換を通じ、市場監視を巡る様々な問題・課題等について積極的に議論を行うなど、相互の問題意識をタイムリーに共有し、更なる連携強化を行った。令和3年度は、自主規制機関との定期的な意見交換会を12回行った。

(3) 海外当局との連携

海外当局の間では、証券監督者国際機構(以下「IOSCO」という。)において多国間の様々な議論に参加しているほか、個別当局との意見交換も積極的に実施している。また、クロスボーダー取引を利用した不公正取引の調査のため、令和3年度にはIOSCOの多国間情報交換枠組み等を通じて、海外当局に対して22件の情報提供の依頼を行った。